

～障害のある人もない人も自分らしく

いきいきと輝いて暮らせるまちづくり～

雲仙市通学支援バス

利用の手引き

◎「雲仙市地域生活支援事業：移動支援事業（通学支援）」において、「雲仙市通学支援バス」を運行しています。

バスを利用される児童や生徒の皆さまは、指定された各乗車場所から、それぞれで契約・依頼されているガイドヘルパーさんが付き添って、学校まで一緒に登校することになります。

利用される際には、この「雲仙市通学支援バス」事業の内容をご理解いただいたうえで、皆さまに守っていただきたいことがあります。

利用の前に、この手引きを読んでいただき、バスのご利用をお願いします。

◎みんなでルールを守って、安全に気持ちよく学校へいきましょう！

作成：雲仙市福祉事務所

◎雲仙市通学支援バス 担当課

雲仙市役所 健康福祉部（雲仙市福祉事務所）

福祉課 障がい班

電話 0957-47-7871 FAX0957-36-8900

◎利用やお休みの連絡は、利用者の皆様がそれぞれに契約されている「ヘルパー派遣（居宅介護支援）事業所」へお願いします。

雲仙市通学支援バスの利用について

【1】利用するまで

雲仙市通学支援バスを利用する場合には、まず、雲仙市の「地域生活支援事業」の利用決定が必要です。あわせて、雲仙市通学支援バスを利用される際の「ヘルパー」さん（以下、「ヘルパー」）については、利用者（保護者）がそれぞれのヘルパー派遣（居宅介護支援）事業所（以下、「ヘルパー派遣事務所」）へ、依頼してください。

1) ヘルパー派遣事業（移動支援：通学支援）について

特別支援学校へ通学する児童、生徒に対して、派遣されたヘルパーが付き添い、公共交通機関等^{*}を利用しながら登校することで、送迎を行う保護者の負担軽減及び児童の自立を図ることを目的とした事業です。

※公共交通機関等とは

通学方法について特に制限なく、バスや鉄道、福祉有償運送（タクシー）、または、雲仙市が運行する、本事業の「雲仙市通学支援バス」などが利用できます。

2) 対象者

本事業の対象者は、以下の要件のいずれかに該当し、移動時において見守りや声かけの支援又は部分的、全面的に体に触れる支援等が必要な児童、生徒。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている児童、生徒。
- ②療育手帳の交付を受けている児童、生徒。
- ③精神保健福祉に関する法律第5条に規定する児童、生徒。

3) 支援形態

- ①利用者 1 人に対してヘルパー 1 人で支援を行なう個別支援型
(利用者 1 人に対し 2 人介護を行う場合も個別支援型)
- ②複数の利用者に対して同時に支援を行なうグループ支援型

4) 利用方法

- ①雲仙市へ「地域生活支援給付事業」の利用申請します。
(申請前には、相談支援事業所へ事前相談をお願いします。)
- ②市は、対象者の担当相談支援事業所へ派遣事業の対象となるか否か、また、他の障害福祉サービスの利用状況など障害程度の確認を含めた状況確認を行い、対象と決定した場合は、受給者証を郵送します。(対象とならなかった場合も通知をいたします。)
- ③利用者は、受給者証により利用するヘルパー派遣事業所と契約を行い、利用を開始します。

5) 支給量

通学支援の必要時間とし、下記事項に留意して、上限を設定します。

- ・1回(片道)の算定を上限2時間とします。(2人介護の場合は4時間)
- ・月の上限算定 52 時間(1日2時間×26日分)を1月分の上限設定とします。
(この支給量は利用者によって利用可能な時間は異なります。)

参考：雲仙市移動支援事業「通学支援ヘルパー派遣」の利用者負担

利用者負担・・・原則1割負担ですが、世帯の課税状況によって決まります

世帯の課税状況	負担額
市町村民税非課税及び生活保護世帯	無料
市町村民税課税世帯	1割負担※

※市町村民税所得割280,000円以下については、月額4,600円が月の※負担上限額となります。所得割280,000円を超える場合は、37,200円が月の上限月額となります。

負担上限額とは、月に必ず負担する額ではなく1割負担が4,600円を超える場合は4,600円までしか徴収しない制度となっています。

報酬単価（個別支援）・・・課税世帯であれば報酬の1割が負担額となります。

サービスの提供時間	報酬単価(円)	
	身体介護有	身体介護無
0.5時間未満	2,450円	1,010円
0.5時間以上1時間未満	3,880円	1,890円
1.0時間以上1.5時間未満	5,640円	2,640円
1.5時間以上2時間未満	6,440円	3,310円
2.0時間以上2.5時間未満	7,240円	3,980円
乗降介助(1回あたり)	1,000円	

例えば…

身体介護無で登校時1.5時間利用で

月20日間利用。月の上限額4,600円の場合

1.5時間×20日＝月30時間

身体介護無の報酬は1時間当たり3,310円

3,310円×30時間＝99,300円（月額報酬）

（利用者負担）

99,300円×1割＝9,930円→上限額の4,600円

を超えるため※月額4,600円の利用者負担となります。

※上記の表は R5 年度の報酬単価になります。

※交通機関や福祉有償運送（タクシー）の運賃については、通学支援の利用者負担とは異なりますので実費負担額（利用者及びヘルパーの交通費実費）が発生します。

【2】雲仙市通学支援バスとは

1) 事業内容

島原特別支援学校へ通学する児童、生徒のうち、通学支援ヘルパー派遣の利用者の皆さまとヘルパーを最寄りの乗車場所から島原特別支援学校まで、雲仙市が契約している貸切バスによりお送りします。

2) 対象者

通学支援事業により、ヘルパー派遣を利用している児童、生徒となります。

よって、事業利用の決定を受けていない方は対象外となりますので、ご注意ください。

3) 事業の範囲

①「島原特別支援学校」への登校時のみ利用できます。

②土・日祝日及び長期休業期間を除く、登校日に運行します。(年間 200 日を想定)

③基本的には「島原特別支援学校」のみ降車可能ですが、下記の場合は、今後、調整していきます。

※授業の内容により、「島原特別支援学校」以外の降車となる場合は、下記の場所で規定の発着時間である場合のみ、学校と協議し、学校の下承のうえで、利用可能とします。そのほか、関係するヘルパー派遣事業所、バス会社とも事前に協議、調整などを行ってからの利用とさせていただきます。

例) 集合場所

利用できる可能性あり: 島原駅 8:15 ※遠足など

(指定の通学路上かつバスの停車が可能な広い場所で学校の指定した集合時間にも間に合う場合)

利用不可能: 広域農道沿いの就労支援事業所

(指定の通学路上ではないため)

※利用不可能の場合は、ヘルパー派遣事業所等と相談して、通学方法を検討してください。

(基本的には、保護者送迎を想定しております)

④下校時は、利用できません。

⑤利用できる回数は「支給量」により決まっており、各利用者で異なるので、受給者証等でご確認ください。

4) 乗車場所及び出発時間について

次のページのとおり、指定の乗車場所からの乗車及び出発となります。

これまで、ヘルパー派遣事業の各事業において別の乗車場所を利用されていた方々は、乗車場所などについては、各事業所にご相談ください。なお、料金は乗車場所等で異なりますので、ご注意ください。

【注意】 出発時間を過ぎますと、バスは予定の利用者が乗車されていなくても発車します。

時間には、ゆとりをもって、乗車場所へお越しください。

雲仙市通学支援バス運行業務 乗降車場所

【運行経路図】



【乗降場所】 ※出発時間は交通状況により前後することがあります。出発時間の5分前にご集合ください。

	乗車位置名称	町名	出発・到着時間
①	夕日の広場駐車場側道(漁協との間)	小浜町	6:30
②	愛の夢未来センター(ATM側駐車場)	愛野町	7:10
③	まるとか生鮮市場吾妻店	吾妻町	7:20
④	ネオクラシッククローバー前	吾妻町	7:27
⑤	ファミリーマート雲仙瑞穂店	瑞穂町	7:35
⑥	尾茂浜憩いの広場	国見町	7:45
⑦	長崎県立島原特別支援学校(高等部)	島原市南崩山町	8:18
⑧	長崎県立島原特別支援学校(小中等部)	島原市新田町	8:29

※②の愛の夢未来センターは、開場時間外は駐車場入り口にチェーンが設置されています。
 駐車場入場は7時以降にお願いします。

○乗車バス及び各停留所の状況 ※駐車場所は、下記を予定していますが、他の車両の駐車場状況により、変わる場合があります。

		
<p>※車内は、新型コロナウイルス感染症対策対応</p>	<p>① 夕日の広場駐車場側道（漁協との間）</p>	<p>② 愛の夢未来センター（ATM 側駐車場）</p>
		
<p>③ まるとか生鮮市場吾妻店 （お手洗い側になるべく寄せる予定です。）</p>	<p>④ ネオクラシッククローバー前（守山バス停）</p>	<p>⑤ ファミリーマート雲仙瑞穂店</p>
		
<p>⑥ 尾茂浜憩いの広場</p>	<p>⑦ 長崎県立島原特別支援学校（小中等部）</p>	<p>⑧ 長崎県立島原特別支援学校（高等部）</p>

5) バス利用料金について

◎バス料金

①一般のバス料金に準じた金額となります。(島鉄バス料金を準拠)

よって、一般のバス料金が改正となった場合は、料金を改正する場合があります。

②身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者には割引(50%)料金を適用します。運賃の端数は、10円単位で切り上げます。

③ヘルパーにかかる乗車料金は、不要です。

「雲仙市通学支援事業:通学支援ヘルパー派遣事業」にかかる負担金とは、別料金となります。

④小学生は、小児運賃となり、大人運賃の半額です。

運賃の端数は、10円単位で切り上げます。

◎支払い

①バス料金は、バス会社(雲仙観光株式会社)から、月末まで翌月に利用者へ請求されます。バス会社が請求書を発行・送付されたら、利用料金をバス会社へ口座にて振り込みをお願いします。なお、振り込みにかかる手数料等は、利用者負担になります。

②バス会社へ利用料金を振り込まれたら、バス会社から利用者へ「領収証」が発行されます。

③長崎県において、特別支援学校へ就学する児童等及び県立中学校へ就学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学のため必要な経費を補助をされる、「特別支援教育就学奨励費」制度があります。

制度を利用するには、「領収証」が必要となりますので、大事に保管をお願いします

詳しくは、各学校、または長崎県教育庁教育環境整備課(電話 095-894-3323)へお問い合わせください。

※利用に際しては、所得制限など要件があります。

※島原特別支援学校は、学期ごとに「特別支援教育就学奨励費」の申請を受け付けています。

【長崎県 HP より抜粋】

「特別支援教育就学奨励費」

支給要件:次の要件に該当する生徒の保護者

- 特別支援学校に就学している幼児、児童又は生徒の保護者等
- 県立中学校に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する生徒の保護者等

補助割合と支給方法

保護者の負担能力の程度(世帯全員の収入状況等)に基づき支弁区分(1~3区分)を認定し、これに応じて支給されます。

支弁区分により補助割合(全額、または 1/2)が異なります。レシートや領収書等により保護者等が費用負担している実態を確認して対象となる経費の算定を行い、年数回に分けて支給します。

◎利用料金一覧表 (R7.3.18 時点) ※R3 年度から変更ありません。

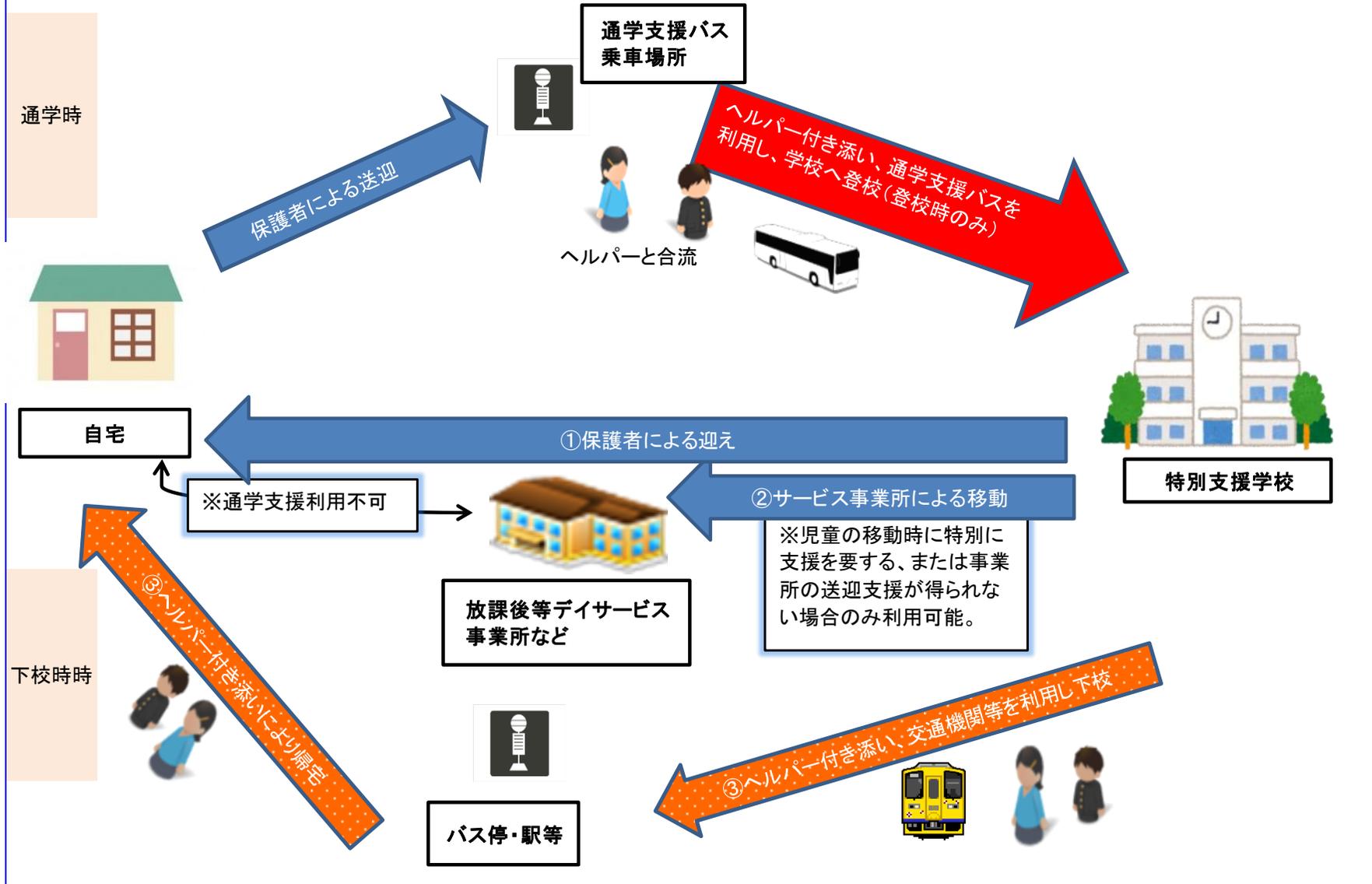
- ・乗車料金：1 回あたりの乗車料金です。
- ・手帳保持者：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の手帳保持者：1 回あたりの額です。
- ・手帳をお持ちでない場合は、通常の乗車料金となります。

(単位;円)

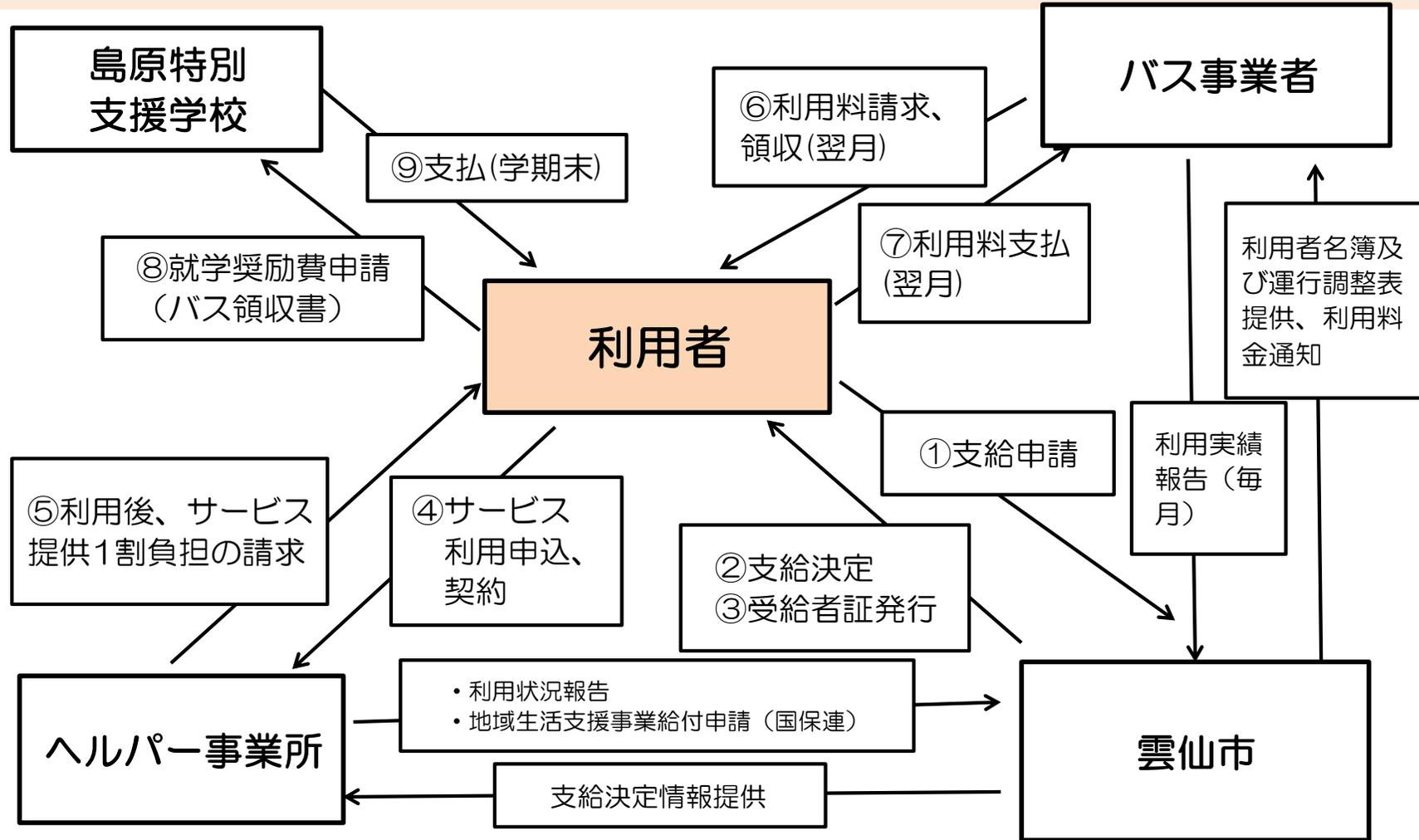
乗車場所		目的地		島原特別支援学校(小・中等部)				島原特別支援学校(高等部)	
		対象		小学生		中学生		高校生	
料金区分		乗車料金	手帳保持者	乗車料金	手帳保持者	乗車料金	手帳保持者	乗車料金	手帳保持者
①	夕日の広場駐車場側道 (漁協との間)	840	420	1680	840	1,930	960		
②	愛の夢未来センター (ATM 側駐車場)	520	260	1050	520	1,300	650		
③	まるたか生鮮市場 吾妻店	470	230	940	470	1,190	590		
④	ネオクラシッククローバー前 (守山バス停)	470	230	940	470	1,190	590		
⑤	ファミリーマート 雲仙瑞穂店	380	190	770	380	1,020	510		
⑥	尾茂浜憩いの広場	290	140	580	290	830	420		

※支払いは、1 か月利用分をまとめて、バス会社から請求がありますので、利用時に支払いをする必要はありません。

参考 雲仙市移動支援事業「通学支援」(R3.4~)のイメージ



参考 雲仙市地域生活支援（給付）事業 移動支援事業「通学支援」の利用の流れ



- 1 申請は福祉事務所及び本庁総合窓口課（吾妻町）、各総合支所窓口にて申請できます。
- 2 サービスの利用申し込み、契約については、地域生活支援サービス受給者証が必要となります。

【3】利用のルール

①利用については、契約されている「ヘルパー派遣事業所」と相談の上、利用してください。

②乗車場所までは、保護者において、利用者（児童、生徒）を送ってください。

通学支援のヘルパー派遣利用は、「乗車場所」からとなります。

③乗車場所は、「ヘルパー派遣事業所」と確認しあった場所でのみ乗車可能です。

遅れたからといって、次の乗車場所から乗られると、運転手による確認やヘルパーさんとの連携が困難になり、バスの運行そのものに支障をきたしますので、決められた場所でのみ乗車をお願いします。なお、ショートステイ利用日などの乗車場所については、事前にヘルパー派遣事業所と相談して、決めるようにしてください。

（決まった乗車場所については、ヘルパー派遣事業所から福祉事務所へ連絡をいただくようになります。）

④乗車場所は、個人や企業の敷地などにおいて、無償でご協力をいただいております。

個人、企業の敷地で、事故やご迷惑をかけることがありましたら、この通学支援事業を続けることが難しくなるおそれもあります。

早朝でもあり、大きな声で騒いだりしないよう、注意してください。

また、ゴミなども必ず持ち帰り、駐車場所を散らかすことなどないよう、公共マナーを守ってください。なお、防犯上の観点から、各停留所に看板は設置しません。

⑤発車時刻の5分前までには、乗車場所へお越しください。

ギリギリの時間にお越しになると、乗車に時間を要し、利用者の皆さんが学校に「遅刻」してしまいますので、時間厳守をお願いします。

※交通状況で時間が前後する場合があります。

⑥利用しない日が事前にわかっている場合は、「ヘルパー派遣事業所」に申し出てください。

また、申し出ていた予定が変更となった場合は、速やかに「ヘルパー派遣事業所」へ連絡してください。

※雨・風、雪などの天候不良日が理由となる、緊急的なバスの利用はできません。

⑦緊急時について

急な病気など、当日の欠席は、乗車前に、至急、契約している「ヘルパー派遣事業所」へ連絡してください。なお、天候不良などの緊急的な休校日には、運行はしません。

⑧遅刻となる場合

バスは、各乗車場所の発車時刻には出発します。

仮に、決められた時間に乗車場所に来られなかった場合でも、お待ちできませんので、契約している「ヘルパー派遣事業所」と連絡を取り、通学方法について協議してください。（基本的に、バスに乗れなかった場合は、保護者送迎、または、別の公共機関を利用することとなります。別の公共機関を利用される場合は、手帳を保持の上、ご利用ください。）

⑨乗車中のシートベルト着用について

腰を押さえる大人用の通常のシートベルトは設置されていますが、チャイルド用など簡易シートベルトが必要な場合は、利用者負担でご準備願います。

なお、利用にあたっては、ヘルパー派遣事業所と事前に相談してご準備ください。

※バス会社においては、「持参されたシートベルト」については、利用期間は設置していても可とのお返事をいただいております。ただし、保管に関する破損等は、バス会社の責には問えませんので、ご了承の上、預けるかどうかを検討してください。

⑩バスのステップについて

ツーステップのバスになります。乗車時の乗降台をバス会社に準備してもらっていますので、ヘルパーさんなどにより、使用をお願いします。



①お手洗い

基本的には、乗車場所以外は、ノンストップで学校まで運行します。

通常時のお手洗い休憩は予定していませんので、ご了承願います。

②体調不良について

バス利用時に体調不良を申し出た場合のお迎えは、保護者の方でお願いします。(バスに乗って帰ることはできません。)

※これまでの移動支援(通学支援)時と同様、緊急時は、ヘルパーから保護者へ連絡及び状況説明を行い、対応について仰ぐことになります。万が一の緊急的な状況によっては、バスを停車して対応することになりますので、ご理解をお願いします。

(基本的には、他の児童等を学校へ送り届けることを優先しますが、病状によっては停車して対応します。その際は、ヘルパーより学校への連絡を先に行います。)

③感染症等について

新型コロナウイルス感染症の陽性反応等が出られた場合は、ヘルパー事業所へご連絡ください。(ヘルパー事業所から雲仙市へご報告いただき、島原特別支援学校等との連絡調整の上、バスの運行等について協議を行います。)

うんぜん し つうがく し えん (児童、生徒向け) 雲仙市通学支援バス やくそく

※保護者の方から、利用者のお子様(児童、生徒)に下記の約束を守よう、お伝えください。

- ① バスに乗る前には、必ずトイレをすませましょう。
バスのとうちゃくじこく5分前までに集合しましょう。
- ② 道路を横断しなければならないときは、左右をよく確認しましょう。
- ③ バスに間に合わないかもしれないと慌てて走ったり、わたったりなど絶対しないようにしましょう。
- ④ バスに乗り降りするときは、運転手さんにあいさつをしましょう。
- ⑤ 決められた座席に座り、勝手に移動しないようにしましょう。
- ⑥ 座席では、荷物を整頓してひざの上か足元に置き、マナーを守って過ごしましょう。
 - ・バスの中では、さわがず、静かに過ごしましょう。
 - ・落書きしない。
 - ・窓から顔や手を出さない。
 - ・物を投げない。
- ⑦ バスの運転器具に、手を触れないようにしましょう。
- ⑧ バスに乗ったら必ずシートベルトをしめましょう。
バスから降りるときは、バスが完全に止まってからシートベルトを外し、ゆっくり降りるようにしましょう。
- ⑨ 運転手さんの言うことを聞いて、静かに過ごしましょう。

- ⑩ 気持ちが悪くなったり、具合が悪くなったりしたときは、早めにヘルパーさんに言ひましよう。
- ⑪ バスの中に持ち物を忘れないようにしましよう。
(持ち物には名前を書ひておきましよう。)
- ⑫ バスに乗り遅れた場合は、保護者に学校まで送ってもらひましよう。

雲仙市通学支援バス Q&A

Q1 車いすは利用できるのか？

A1 車いす利用者や医療的ケアが必要な方は、利用できません。

(バスが、車いす用の車両ではありません。) 介添により、通学が可能な児童、生徒が対象となります。

Q2 毎日の利用ではなく、月1~2回の利用はできるか。

A2 利用は可能ですが、事前に契約するヘルパー派遣事業所との相談が済んでおり、利用する前月の25日までに日程が決まっている場合などは、利用可能です。

なお、事前に、地域生活支援事業の移動支援事業の利用申請・決定が済んでいないと、ヘルパー派遣事業も利用できませんので、手続きからお願いします。(要件を満たさない場合は、利用できません)

Q3 突発的な利用は可能か。

A3 当日の利用申し出については、ヘルパー確保が困難なため、対応できません。

Q4 雲仙市通学支援バス事業の負担額は、通常のサービス利用の負担額と合算して負担上限が設定できるのか。

(例えば、放課後デイサービス利用で負担額上限4600円を支払う場合、この制度の負担額は放課後デイサービスで上限額を支払っているため、0円となるのか。)

A4 本事業は、サービスそのものが異なるため、それぞれで上限額が発生します。

合算はできませんので、0円にはなりません。

Q5 当日、風邪などで休む時は？車両に忘れ物をした場合は？

A5 契約している「ヘルパー派遣事業所」へ連絡ください。